

和歌山県・市町村連携会議

令和4年度活動報告

権限移譲小委員会

令和5年3月

1. 事務処理特例条例の改正

～ 令和 3 年度

平成 21 年 3 月	和歌山県・市町村連携会議において「市町村への分権に関する計画」を決定
6 月	権限移譲に関し、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項の規定に基づく協議
9 月	事務処理の特例に関する条例改正案成立
12 月	(国) 地方分権改革推進計画が閣議決定
平成 22 年 4 月	48 法律に係る権限を移譲
平成 23 年 4 月	(国) 第 1 次一括法成立
平成 23 年 8 月	(国) 第 2 次一括法成立
平成 25 年 6 月	(国) 第 3 次一括法成立
平成 26 年 4 月	(国) 第 4 次一括法成立
平成 27 年 6 月	(国) 第 5 次一括法成立
平成 28 年 5 月	(国) 第 6 次一括法成立
9 月	医療法改正に係る規定の整備
平成 29 年 3 月	第 6 次一括法に係る権限を削除、建築基準法に係る事務を追加、和歌山県の動物愛護及び管理に関する条例に係る事務を追加、農業振興地域の整備に関する法律等の改正に係る規定の整備
平成 29 年 4 月	(国) 第 7 次一括法成立
平成 30 年 3 月	建築基準法に係る事務を追加、都市計画法の改正に係る規定の整備
平成 30 年 6 月	(国) 第 8 次一括法成立
平成 31 年 3 月	建築基準法に係る事務を追加、医療法施行規則及び和歌山県公害防止条例の改正に係る規定の整備
令和 元 年 5 月	(国) 第 9 次一括法成立
12 月	和歌山県公害防止条例に係る事務を追加
令和 2 年 3 月	浄化槽法、動物愛護管理法、社会福祉法及び和歌山県動物愛護管理条例の改正に係る規定の整備
令和 2 年 6 月	(国) 第 10 次一括法成立
令和 3 年 3 月	和歌山県魚介類行商条例の廃止に係る規定の整備
令和 3 年 5 月	(国) 第 11 次一括法成立
12 月	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務を追加

令和 4 年度

令和 4 年 5 月	(国) 第 12 次一括法成立
令和 5 年 3 月	建築基準法の改正に係る規定の整備
* 令和 5 年 3 月現在の移譲事務数 89 法令 656 事務	

2. 地方分権改革に関する提案募集について

制度概要

- (1) 地方分権改革に関する提案募集とは
現場に残る具体的な支障を取り除くため、さらなる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しの提案を各地方公共団体等から募る制度のこと（平成26年に導入）
- (2) 当該制度の特徴
- ＜事前相談＞
- ・ 内閣府が直接、相談を受付
 - ・ 提案内容が未確定でも相談可能
（事務・権限による支障や担当者レベルのアイデアでも相談可能）
 - ・ 自治体から派遣された職員を中心に親身に助言
- ＜提案＞
- ・ 事前相談の結果を踏まえ、「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改革による効果と合わせて提案
- ＜提案後の対応＞
- ・ 単なる要望ではないため、年末の閣議決定まで、内閣府と協議をする必要がある

令和3年度までの県内市町村の取組

平成26年度 提案2件（①和歌山市②田辺市）

平成29年度 提案2件（①和歌山市②県と8市町（橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町）での共同提案）

令和4年度 提案なし

※平成27年度、平成28年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度…「提案なし」

和歌山県・市町村連携会議

令和4年度活動報告

税収確保小委員会

令和5年3月

税込確保小委員会

○ 令和4年度の活動成果について

第1 和歌山地方税回収機構のあり方に関する検討結果

- ・ 和歌山地方税回収機構あり方検討会

第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

- ・ 県税及び市町村税の徴収強化会議（共同事業の実施、徴収課題の検討等）

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会

< I あり方の検討状況 >

令和4年度の検討状況

- 検討場所 和歌山県・市町村連携会議（税込確保小委員会）
- 検討内容 令和8年度以降における機構のあり方について
- 検討メンバー（市町村）和歌山市、紀美野町、紀の川市、橋本市、有田川町、御坊市、田辺市、串本町
和歌山地方税回収機構
（ 県 ） 税務課、市町村課
- 検討会議開催状況
 - ・ 第1回 令和4年10月6日
（議題） 和歌山地方税回収機構の現状、検討会で検討すべき事項等
 - ・ 第2回 令和5年1月19日（各地域ブロック検討会を開催）
（議題） 他の地方税共同処理組織の状況、財政シミュレーションの更新、今後の機構運営について等

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会

<Ⅱ 今後の機構運営>

1 機構の存廃について

以下の観点から、令和8年度以降5年間、機構を存続させる方向として検討中。

- ①令和4年6月に実施した事前アンケートで9割の団体が存続を希望。
- ②各市町村で精通職員2名以上の人材育成という機構設立当初の目標未達成。
(機構への派遣未実施団体 1団体)
- ③徴収率全国平均以上という機構設立当初の目標未達成(R3 ▲0.2%)であり、機構による徴収効果(直接徴収、移管催告による間接効果)が不可欠。

2 機構の組織運営について

令和8年度以降、滞納整理システムの更新に伴う費用増加に伴い、令和12年度末には基金残高不足に陥る。現行体制で存続するためには、歳出カット及び負担金ルール見直しにより、新たな財源確保が必要。

- ①市町村税の収入未済額や機構の引受件数が減少していることから、機構の規模の縮小を提案し、現在検討中。【歳出カット】

<具体的な方策>

- i 移管件数 700件/年 → 650件/年
- ii 移管件数減等に見合った人員削減

- ②財政状況が厳しいことから、負担金の引上げを行う。【歳入の増】
引上げについては、事務局が提案した案(基礎負担割1.5倍、徴収実績割を現行15%から16%に引き上げ)だけではなく、他案も含め今後、検討を行う。

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会

<Ⅲ 新たに実施を検討する事業>

和歌山地方税回収機構あり方検討会事前アンケート及びブロック代表等を対象としたヒアリングから、以下に掲げる事業について、新たに実施を検討する事業として検討を進めてきたところであり、それぞれ一定の方向性を整理する。

1 相続調査を専門とした事案の取扱いについて

第2回検討会後に開催したブロック会議において、各市町村から相続事案に対する意見を聴取。今後取りまとめ結果、機構の意見を踏まえた上で対応を検討する。

2 動産合同公売会の復活の可否

ブロック会議において、各市町村の意見を聴取。今後取りまとめ結果、機構の意見を踏まえた上で対応を検討する。

3 少額案件の取り扱いについて

第2回検討会において、ブロック代表団体から提案があり、現在アンケートを実施中。第3回以降で検討を行う。

4 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の取り扱いについて

第2回検討会後のブロック会議において提案があり、上記3と同時にアンケートを実施中。第3回以降で検討を行う。

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会

<IV 来年度の検討会>

1 検討事項について

今年度の検討結果を踏まえ、来年度は以下の点について検討を進める。

- ①相続関係事案等、新たに実施を検討する事業についての対応
- ②負担金引き上げ方法
- ③職員派遣ルール
- ④その他

2 体制について

以下のとおり、今年度と同様の体制で実施

- ①検討場所 和歌山県・市町村連携会議（税込確保小委員会）
- ②検討内容 令和8年度以降における機構のあり方について
- ③メンバー（市町村）和歌山市、紀美野町、紀の川市、橋本市、有田川町、御坊市、
田辺市、串本町
和歌山地方税回収機構
（ 県 ） 税務課、市町村課
- ④スケジュール 次頁のとおり

第1 和歌山地方税回収機構あり方検討会

来年度、検討会を3回開催と想定した場合の全体スケジュールと各回の議題

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
あり方検討会		◆第3回検討会 (5月下旬) ※ブロック会議			◆第4回検討会 (8月中旬) ※ブロック会議				◆第5回検討会 (1月中旬) ※ブロック会議			
回収機構		○第1回 運営会議			●8月定例会							●2月定例会
市町村		課税繁忙期									確定申告	
			☆議会			☆議会			☆議会			☆議会

◆第3回検討会 (5月下旬) ※ブロック会議
 ◆第4回検討会 (8月中旬) ※ブロック会議
 ◆第5回検討会 (1月中旬) ※ブロック会議
 ○第1回運営会議
 ●8月定例会
 ●2月定例会
 ☆議会
 課税繁忙期
 確定申告
 報告書取りまとめ
 ◇報告書完成
 ◇回収機構報告

※各ブロック会議については、必要に応じてブロック代表が調整し開催する。必要に応じて事務局も出席。(書面開催の場合もあり)

●各回の議題(予定)

第3回 「負担金案の検討、相続事案の取扱、合同公売会の復活、少額案件の取扱、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の取扱、中間とりまとめ案の掲示」等

第4回 「中間とりまとめの決定、引受件数の検討、負担ルールの決定、財政収支の見通し、県補助金のあり方」

第5回 「職員派遣ルール、ローテーション等、ベテラン職員の配置について」

第2 県と市町村が連携して「適正・公平な税の執行」を推進する取組

『県税及び市町村税の徴収強化会議』

税務協議会会則第19条に基づく研究会として平成17年に設置。

県と市町村が共通の徴税意識を持ち、連携協力して互いの税込確保を行うための徴収強化策についての調査、研究及び共同事業を行う

【 令和4年度の主な取組 】

●徴収課題の検討

- ・滞納事案の早期着手への取組
- ・効率・効果的な滞納整理の取組（預貯金調査の電子化の情報提供）

●各地域ブロック会議の充実

- ・各地域ブロック単位で県税事務所職員等が実務に即した研修会等を実施
- ・地方税法第48条による個人住民税の直接徴収又は併任派遣等を実施

●共同事業の実施

- ・コロナ禍における納税者の実情に配慮した徴収対策の実施
〔合同滞納整理強化月間の設定はせず、各自治体独自で取組（相談窓口の設置、広報活動等）〕
- ・個人住民税の共同催告

【 来年度の取組事項 】

- (1) 滞納事案の早期着手、効率・効果的な滞納整理の取組等徴収課題解決に向けた協議や取組
- (2) 共同事業の実施

和歌山県・市町村連携会議

令和4年度活動報告

コスト縮減等小委員会

令和5年3月

令和4年度コスト縮減対策等に関する活動概要

昨今の人口減少・少子高齢化社会において、行政サービスの持続可能な提供を確保することが喫緊の課題となっています。この課題への解決策の一つである「コスト縮減・歳入確保の取組」は、全ての市町村に共通する必要不可欠な取組であり、これまで県内市町村では創意工夫により様々な取組が行われてきました。

今回、「コスト縮減・歳入確保の取組」が県内市町村で一層推進されるよう、県内の取組の現状を把握するとともに、先進事例や優良事例を共有するため、コスト縮減等に関する取組状況に係るアンケート調査を行い、結果を取りまとめるとともに、市町村における取組事例の調査を行いました。

アンケート調査

1. 概要

コスト縮減・歳入確保に関する取組状況や課題点等について、アンケート調査を実施。

2. 調査内容

対 象：県内市町村

調査方法：選択式（一部自由記述）

取組事例の調査

1. 概要

公共施設等においてコスト縮減や歳入確保の観点から取り組まれた工夫について、現地に伺い、視察・聞き取りを実施。

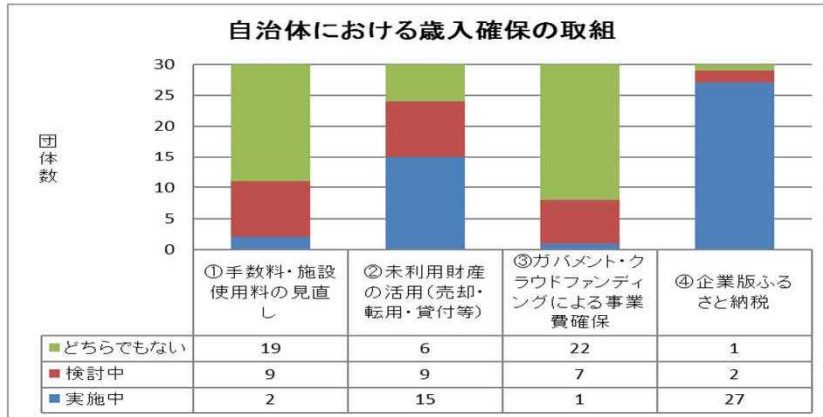
2. 調査内容

対 象：海南市

調 査 日：令和5年3月9日（木）

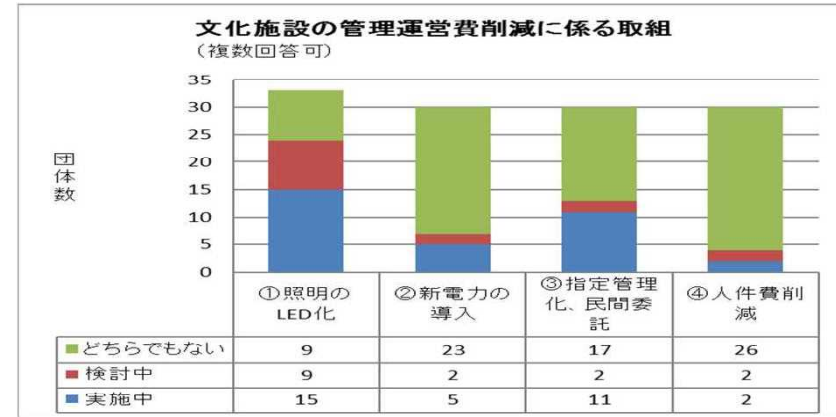
コスト縮減等に関するアンケート結果

1. 歳入確保に関する取組について



- 歳入確保に関する4つの取組について、それぞれ「実施中」、「検討中」、「どちらでもない」の中から選択していただいたもの。
- 「②未利用財産の活用(売却・転用・貸付等)」について、「実施中」の団体が、県内市町村の半数となった。また、「企業版ふるさと納税」に関しては、「実施中」の団体が昨年度より1団体増加し、27団体となった。一方「①手数料・施設使用料の見直し」、「③ガバメントクラウドファンディングによる事業費確保」はいずれも「実施中」が2団体以下となった。
- 上記4つの取組で「実施中」と回答した団体は27団体あり、そのうち、効果があったと回答したのは21団体、わからないと回答したのは5団体であった。

2. コスト縮減に関する取組について



- 文化施設におけるコスト縮減に関する4つの取り組みについて、それぞれ「実施中」、「検討中」、「どちらでもない」の中から選択していただいたもの。
- 「①照明のLED化」について、「実施中」の団体が県内市町村の半数となった。また、「③指定管理化、民間委託」についても、「実施中」の団体が県内市町村の約1/3にあたる11団体となった。一方「②新電力の導入」、「④人件費削減」はいずれも「どちらでもない」が最も多い回答となった。
- 上記4つの取組で「実施中」と回答した団体は18団体あり、そのうち、効果があったと回答したのは8団体、わからないと回答したのは10団体であった。

○総評

- 「未利用財産の活用」、「企業版ふるさと納税」や「照明のLED化」等、多くの市町村が実施中の取組もあり、効果が出ている団体も多いことが分かりました。
- 一方で個々の取組には課題点もあり、導入効果が不明であったり、取組の実施に至らないケースも見られました。
- 取組の推進にあたり県に求めることとして、「先進事例の紹介」や「研修会の開催」が多く回答されました。また、各市町村が関心のある取組は「ICT活用による施設の維持管理費削減」、「未利用財産の活用」、「公共施設の複合化・多目的化」が多い結果となりました。これらの結果をもとに、今後の活動内容を検討していきます。

歳入確保・コスト縮減の取組事例

〈施設名〉

- ・「市民交流施設『海南nobinos』」

〈概要〉

- ・ 児童図書館と市民会館を統合し、令和2年6月に開館
- ・ 絵本の開架冊数が5万冊と日本一を誇る
- ・ 図書館機能、市民活動生涯学習活動支援機能、カフェ、広場などを有し、幅広い年齢層が利用
- ・ さらに、子育て世代が来館しやすいよう、子育て支援機能も充実

〈コスト縮減等の取組〉

- ・ 自動貸出機、自動返却機を図書館に導入し、IC化を図ることにより、従来の貸出・返却業務に係る人件費を削減
- ・ 施設周辺の芝生エリアの除草を利用者と実施することにより、管理運営費を削減
- ・ 指定管理者と共に運営を見据えた整備を行い、メンテナンス性の向上を図ることで、ランニングコストを縮減
- ・ 施設整備の財源として、交付金や交付税措置のある起債（公共事業等債など）を活用

〈歳入確保の取組〉

- ・ 雑誌のスポンサー制度を導入し、雑誌購入費の財源を確保
- ・ 乳幼児飲料の自動販売機、カップセルトイを設置し、売上を施設の運営費に充当



↑自動貸出機、自動返却機が整備された2フロアー



→雑誌ラック、ブックカバーに付されたスポンサー名

和歌山県・市町村連携会議

令和4年度活動報告

事務連携小委員会

令和5年3月

令和4年度 県・市町村事務連携の活動概要①

① 市町村デジタル化推進

新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会システム(制度、ビジネスモデル、社会的慣習等)をデザインし直す契機となり、行政においてもデジタル化の遅れなど様々な課題が明らかとなった。

制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくデジタル・トランスフォーメーション(DX)により、効率的・創造的な行政へと転換し、行政サービスの持続可能性を高め、多様な行政ニーズに即応できる体制整備に取り組む。

② 水道事業における広域連携の推進

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の大幅減少、施設の老朽化対策と災害対策に伴う更新需要の増大、水道職員の減少に伴う技術基盤の脆弱化など急速に厳しさを増している。

水道事業者である各市町村単独での取り組みでは乗り越えられない課題の解決に向け、水道広域化による経営の効率化や維持管理、施設投資の削減等の効果等について検討を行った。引き続き、それらを踏まえた「水道広域化推進プラン」の策定・公表に取り組む。

市町村デジタル化推進

現状と課題

(現状)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会システム（制度、ビジネスモデル、社会的慣習等）をデザインし直す契機となり、行政においてもデジタル化の遅れなど様々な課題が明らかとなった。

(課題)

制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくデジタル・トランスフォーメーション（DX）により、効率的・創造的な行政へと転換し、行政サービスの持続可能性を高め、多様な行政ニーズに即応できる体制を整える必要がある。

連携の内容・方法

- ✓ 市町村DXの方針・方向性を確認する場として、副市町村長や政策責任者による「市町村DX推進部会」を新設。
- ✓ 各市町村に共通する25手続を選定し、行政手続のオンライン化に必要な申請フォームのテンプレートを作成。
- ✓ 各市町村に共通する5業務を選定し、業務フローの団体間比較を実施するなど定型業務の見直し(BPR)に取り組む。

連携のメリット

- ✓ 県と市町村もしくは市町村同士での情報共有・意見交換を活性化することで、意識改革・気運醸成に繋がる。
- ✓ テンプレートを活用して汎用電子申請システムの導入が進めば、オンライン申請に係る住民の利便性向上に繋がる。
- ✓ 定型業務の見直しで生まれた人や時間を非定型業務に振り替えることで、行政運営の効率化に繋がる。

経過及び今後の方針

- ✓ R4.5月に新設した「市町村DX推進部会」は、R5年度も継続して開催。
- ✓ R4年度は“全体対応”の考え方に基づき、「行政手続のオンライン化」や「定型業務の見直し(BPR)」など、各市町村に共通する手続・業務の改善に取り組んだ。*R5年度も継続
- ✓ R5年度はこれに加えて、団体ごとに異なる現状・課題・ニーズに対する“個別対応”の考え方に基づき、各市町村における人材確保・育成支援にも取り組む予定。
 - DXアドバイザーチームによる「よろず相談」
 - 対面・動画研修等を通じた組織の意識改革・気運醸成 など

水道事業における広域連携の推進

現状と課題

- ・ 県内の給水人口及び有収水量は2040年までに約2.5割減少。このままでは料金収入が減少し、水道事業の経営が厳しくなる。
- ・ 法定耐用年数(40年)を超えた管路が年々増加する一方、布設替えを行った管路率は過去5年で平均約0.45%に留まる。現在のペースで更新すると計算上は全ての管路更新に約220年要する見込み。
- ・ 南海トラフ地震をはじめとする自然災害に備えて、病院や避難所など重要給水拠点へ供給する水道施設の耐震化等の整備が急務。
- ・ 県内の水道事業に携わる職員数は年々減少しており、20年前と比べて2/3程度となっていることから技術の継承が必要。

連携の内容・方法

- ・ 浄水場などの施設を共同利用し、地域全体として施設の統廃合を進めることで、更新費用の縮減や維持管理費の低減を図る（施設の共同化）
- ・ 維持管理業務等の事務処理の共同化や、IoTの利用を促進することにより、技術力や各種サービスの向上、業務の効率化を図る（管理の一体化）
- ・ 上記の共同化・一体化を踏まえ、将来的に経営の一本化や、複数の水道事業者が事業を一つに統合（事業統合・経営の一体化）

連携のメリット

- ・ 水道事業の広域連携により、維持管理、施設投資の削減による経営の効率化やノウハウの共有等、財政面・技術面での幅広い効果が期待できる。

経過及び今後の方針

- ・ 令和元年6月、県内の水道の状況を踏まえて「将来のあるべき姿」と今後取り組むべき方策を示した「和歌山県水道ビジョン」を策定。
- ・ 現在、広域化の多様な類型に応じたシミュレーション結果に基づく効果比較、及び、県として今後の広域化の基本的な考え方、スケジュール等を示した「水道広域化推進プラン」の策定・公表に取り組んでおり、令和4年度末での策定・公表を予定している。